

(介護予防) 短期入所生活介護

加算・減算等の届出に必要な書類一覧 (令和6年6月以降)

	必要書類	様式
居宅サービス、介護予防サービス共通	介護給付費算定に係る体制等に関する届出書	別紙2
居宅サービス	介護給付費算定に係る体制等状況一覧表	別紙1-1-2
介護予防サービス	介護給付費算定に係る体制等状況一覧表	別紙1-2-2
居宅サービス、介護予防サービス共通	入所者数算出表	参考別紙20

以下の算定する加算等の添付書類

加算等	居宅	予防	区分・加算等の種類	添付書類	様式等
施設等の区分	○	○	1 単独型 2 併設型・空床型 3 単独型ユニット型 4 併設型・空床型ユニット型	添付なし	
加算	○	○	生活相談員配置等加算 (共生型に限る)	生活相談員配置等加算に係る届出書	別紙21
	○	○	生活機能向上連携加算	訪問リハビリテーション事業所、通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーション実施医療提供施設との協定書若しくは契約書の写し	
	○	○	機能訓練指導体制	(1) 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 ※機能訓練指導員の配置状況がわかるように記載してください (2) 機能訓練指導員に係る資格を証する書類の写し	標準様式1
	○	○	個別機能訓練体制	(1) 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 ※機能訓練指導員の配置状況がわかるように記載してください (2) 機能訓練指導員に係る資格を証する書類の写し	標準様式1
	○	-	看護体制加算	(1) 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 (2) 看護体制加算に係る届出書 (3) 看護職員の資格証の写し 【加算ⅢまたはⅣを算定する場合】 前年度または算定日が属する月の前3月における利用者の総数のうち要介護3、要介護4または要介護5である者の占める割合が確認できるもの (任意様式)	標準様式1 別紙25
	○	-	医療連携強化加算	医療連携強化加算に係る届出書 ※看護体制加算ⅡまたはⅣを算定していること	別紙26
	○	-	看取り連携体制加算	看取り連携体制加算に係る届出書	別紙13
	○	-	夜勤職員配置加算	(1) 夜勤職員配置加算に係る確認書 (2) 夜勤職員配置加算算定のための勤務状況確認表 【加算ⅢまたはⅣを算定する場合】 看護職員の資格証または喀痰吸引等の実施のできる介護職員であることがわかるもの (この場合には登録喀痰吸引事業所として大分県の登録をうけていることがわかるものも添付)	参考別紙21 参考別紙21-1
	○	-	テクノロジーの導入 (夜勤職員配置加算関係)	テクノロジーの導入による夜勤職員配置加算に係る届出書	別紙27
	○	○	若年性認知症利用者受入加算	添付書類は必要ありませんが、「あり」とする場合は、受け入れた若年性認知症の利用者ごとに個別の担当を定め、担当者を中心に当該利用者の特性やニーズに応じたサービスを提供する必要があります。	

	○	○	送迎体制	(1) 送迎用車両の概要 (カタログ・車検証等) (2) 送迎担当者の氏名 ((1) の余白に記載しても可)	
	○	○	口腔連携強化加算	口腔連携強化加算に関する届出書	別紙 1 1
	○	○	療養食加算	管理栄養士・栄養士の資格を証する書類の写し	
	○	○	認知症専門ケア加算	(1) 従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表 (2) 認知症専門ケア加算に係る届出書	標準様式 1 別紙 1 2 - 2
	○	○	生産性向上推進体制加算	「生産性向上推進体制加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例等の提示について」(厚生労働省)をご確認ください。	
	○	○	サービス提供体制強化加算	(1) 従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表 (2) サービス提供体制強化加算に関する届出書 (3) 有資格者等の割合の参考計算書 (4) 介護福祉士登録証の写し【資格者要件を用いる場合】 (5) 勤続年数等証明書【勤続年数要件を用いる場合】	標準様式 1 別紙 1 4 - 4 別紙 7 - 2 別紙 1 2 別添
	○	○	併設本体施設における介護職員等処遇改善加算 I の届出状況	添付なし	
	○	○	介護職員等処遇改善加算	「介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(厚生労働省)をご確認ください。	
	○	○	LIFE への登録	添付なし ※詳細は「科学的介護情報システム (LIFE) 関連加算に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(厚生労働省)をご確認ください。	
減算	○	○	夜間勤務条件基準 職員の欠員による減算の状況 ユニットケア体制 高齢者虐待防止措置実施の有無 業務継続計画策定の有無	減算となる場合はご連絡ください。	
割引	○	○		指定居宅サービス事業者等による介護給付費の割引に係る割引率の設定について	別紙 5